

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（平成27年3月23日京都市条例第45号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行により医療法の一部が改正され、医療法の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査及び病院の構造設備に係る検査の権限が京都府知事から市長に移譲されることに伴い、次のとおり、当該審査等に係る手数料を定めることとしました。

区 分	単 位	手 数 料
第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査	1 件	円 49,200
第27条の規定に基づく病院の検査		51,600

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）等の施行により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部が改正され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の規定に基づく高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業及び貸与業の許可の申請に対する審査等の事務の権限が京都府知事から市長に移譲されることに伴い、次のとおり、当該審査等に係る手数料を定めることとしました。

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係

区 分	単 位	手 数 料
第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	1 件	円 34,800
第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査		13,200

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令関係

区 分	単 位	手 数 料
第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の書換え交付	1 件	円 2,400
第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付		3,500

3 犬又は猫の所有者に動物の愛護及び管理に関する法律第7条第4項に規定する終生飼

養を徹底させることにより、それらの安易な放棄を減少させる観点から、同法第35条第1項の規定に基づくそれらの引取りに係る手数料を次のとおり改定することとしました。

区 分	単 位	手 数 料		
		改 正 前	改 正 後	
第35条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫が生後91日以上のものである場合	1 頭	2,000円	6,000円
	犬が生後91日未満のものである場合	1 件	2,000円。ただし、犬又は猫の数が10を超えるときは、超える数10ごとに2,000円を加えた額	6,000円。ただし、犬又は猫の数が10を超えるときは、超える数10ごとに6,000円を加えた額
	猫が生後91日未満のものである場合			

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第45号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表医療法の項中

「

第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	21,600	を
---------------------------------	--------	---

」

「

第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可の申請に対する審査	49,200	に、
第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	21,600	

」

「

第27条の規定に基づく診療所の検査	26,400	を
-------------------	--------	---

」

「

第27条の規定に基づく病院の検査	51,600	に改め、
第27条の規定に基づく診療所の検査	26,400	

」

同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の項中

「

第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	13,200	を
--------------------------------------	--------	---

」

「

第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対	13,200
----------------------------------	--------

する審査		
第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	34,800	に改め, 同表
第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	13,200	

」

医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の項中「医薬品の販売業」の右に「及び高度管理医療機器等の販売業又は貸与業」を加え, 同表動物の愛護及び管理に関する法律の項中「2,000」を「6,000」に, 「2,000円。」を「6,000円。」に, 「10ごとに2,000円」を「10ごとに6,000円」に改める。

附 則

この条例は, 平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)